

未施行の法律を改正する規定の施行期日について

(担当 藤本参事官)

一 議題

1 新たな法律を制定し、ないしはある法律の一部を改正する場合に、これに伴い、国会提出済みの未成立の法律案等の一部を改正して当該未成立の法律案との間で調整を行う必要が生ずることがある。この場合における、当該未成立の法律案との調整に係る規定の施行期日の定め方として

ア 特段の手当てをしない

イ 「○○法の「公布ないしは施行」の日又はこの法律の「公布ないしは施行」の日のいずれか遅い日」と明示する

の2通りに大別できる。

2 イの規定はいわゆる調整規定の一種であるが、これについては、同一国会に提出される政府提出法案については、従前から、「提出のための閣議決定日順に成立していくもの」との前提に立ちつつ、①施行日が離れているものについてはそもそも特段調整の必要がなく、②施行日が政令委任等されて確定していない場合には関係省庁間の調整により想定される施行日の前後関係を決めつつ立案することにより、イのような調整規定は基本的には設けられてきていないところである。

しかしながら、近年、国会での法案審議が必ずしも政府の想定どおりに行かない場合が少なくないと
の事情があり、以前の国会に提出されて継続審議となつてている政府提出法案との間では、調整が必要な
場合に施行期日に関する調整規定が設けられてきているところ、継続審議となつてている政府提出法案の
成立及びその際の施行期日をどう考えるか等について必ずしも共通のルールがないことから、施行期日
に関する調整規定を設けるべき場合につき改めて検討する必要はないか。また、これに関連して、近時
、同一の国会に提出される政府提出法案の間でも調整規定が設けられる例が見られるようになつたとこ
ろ、これについては、右に述べたような原則との関係をどのように整理し、どのような場合に調整を行
うこととすべきか。

さらに、従来は、議員提出法案については政府のコントロール外との考慮から、政府提出法案との間
での調整は基本的には行つてこなかつたところであるが、近時、通常であれば政府提出法案として立案
されるものが最終的に議員提出法案として国会提出される例もあり、そのような法律案との間で調整を
図る必要はないか。

3 これらの問題に関連して、施行期日に関する特段の調整を行わないこととした場合に、こちらの法律
案（以下「本法」という。）中の他の未成立の法律案（以下「相手法」という。）の改正規定が施行さ
れる時点において、相手法がまだ成立していないため当該改正規定の効力をどのように考えるべきか。具体的には、
スも生じ得るところ、その場合における当該改正規定の効力をどのように考えるべきか。具体的には、
施行後もなお溶け込まないまま待機していく、相手法が成立した段階で溶け込んでその目的を達すると
考えることが許されるのか。それとも、施行時に溶け込めなかつた改正規定はいわゆる空振りとなつて

しまい、その後に相手法が成立したとしてもそれを改正する効力はもはや有しないと解るべきか。

なお、未成立の法律案の案文を改正するのではなく、読み替える規定を置く場合との均衡も、この点に関連して問題となり得る。

4 未成立の法律案の改正規定の施行期日につき前記1イの調整を行うとした場合において、これまでの立法例では、施行期日を

「〇〇法の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」とするもの

「〇〇法の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日」とするもの
「〇〇法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日」とするもの

が見られる。また、類似する施行期日の定め方として

「〇〇法の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」とするもの
という例も見られるところである。

5 これらの使い分けについて検討するに先立ち、未成立の法律との間での調整に関して特段の施行期日の定めを置いた例につきその改正内容を類型化してみると、おおむね次のようになる。

① 本法による改正内容を踏まえ、そのいわゆるハネ改正として、相手法の法文そのもの（改正規定ではなく）を改正するもの。

② ①と同様に、本法による改正を踏まえたハネ改正として、他法の法文そのものを改正するものではあるが、当該改正が、未成立の法律（この類型に關しては、便宜上、この未成立の法律を指して「相手法」と呼ぶこととする。）が既存の他の法律（以下「第三法」という。）の規定を改正する

ことを前提に、改正後の当該既存の法律の法文を改めにいく関係にあるもの。この類型は、未成立の相手法との調整が問題となる関係はあるが、相手法自体を改正するものではない。

③ 本法及び未成立の相手法の各改正規定が第三法の同一の規定をそれぞれ改正する場合の調整が問題となることは②と同様であるが、相手法による改正後の第三法の法文を改めにいくのではなく、当該第三法に溶け込む前の段階にある、未成立の相手法の改正規定を改正しにいくもの。

④ 相手法の改正規定を改正するものであるが、本法と相手法とが第三法の同一箇所につき全く同一内容の改正を行おうとしており、一方による改正が実現したならば他方による改正は必要がなくなることから相互の調整が必要となるもの。

⑤ 相手法の改正規定を改正するものであり、本法による改正の結果第三法の規定に条ずれ、項ずれ等が起り、ないしは規定の文言が変わるために、これに合わせて相手法の当該第三法の改正規定の条文ないしは改正対象語句の指示文言を変えて行うもの。

⑥ 本法が新法の制定であり、その附則に未成立の相手法を改正する規定を持つものであつて、その内容が、未成立の相手法の附則を改正して、本法を改正する規定を付加するか、又はこれと併せて当該規定の施行期日を付け加えるもの。この場合は、本法による相手法の改正は、本法による実質改正に伴うハネ改正というよりは、本法による改正により相手法にとつてのハネ改正の対象が一つ増えたことに伴い相手法の改正規定を改正する必要が生ずる関係にある。

⑦ 本法の附則における未成立の相手法の改正内容は前記⑥と同様であるが、本法が、新法の制定ではなく、既存の法律に条項を附加するものであつて、その附加部分との関係で相手法にとつてのハ

ネ改正の対象が増える関係にあるもの。

⑧ 国会審議の過程で本法に修正が加わったことにより、相手法の改正が必要となつたもの。

6 5の各類型のうち、⑧は法律案の議院修正に關わる問題であることから差し当たり検討の対象から除くこととして、①から⑦までにつき、改正内容の類型ごとにその施行期日の定めとの関係を見てみると、次のようになる。

①については、「相手法の公布の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とされるのが通例である。

②については、「相手法の施行の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とされる。

③については、「相手法の公布の日又は本法の公布の日のいづれか遅い日」とされる例が多いが、「相手法の公布の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とされることもある。

④については、相手法の改正規定の施行前に本法の改正規定の施行が割り込むとの前提の下に、相手法の改正規定に係る施行期日を「相手法の公布の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とした例がある。

⑤については、通常は「相手法の公布の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とされ、本法が公布日施行の場合には「相手法の公布の日又は本法の公布の日のいづれか遅い日」とされるのが通例である。

⑥については、「相手法の公布の日又は本法の公布の日のいづれか遅い日」とされる。

⑦については、「相手法の公布の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とされる。

以上からすると、相手法関連部分については、本法による改正の対象が相手法の改正規定である場合

には、相手法の当該部分の施行後に改正対象が消滅することから、「相手法の公布の日」とするのが原則であり、本法による改正の対象が相手法の法文そのものである場合には、「相手法の公布の日」とするのが原則であるが、本法の公布前に相手法が公布されてしまうことが想定される場合には「相手法の施行の日」とすることもある、と整理することが一応可能である。他方、本法関連部分については、未施行の相手法の改正規定が働くタイミングを特に本法における本則改正が施行されるタイミングにそろえる必要がある場合には「この法律の施行の日」とし、相手法の改正の対象が改正規定であつて、その改正のタイミングを本法における本則改正のタイミングと同じくする必要がない場合に「この法律の公布の日」とする、と整理することが一応可能と解される。

7 以上の整理が一応妥当とした場合に、その枠内においてなお任意的に選択することが可能な以下の諸点については、どのように考えるべきか、

②と③については、論理的にはいずれかの改正方式をも任意に選択することが可能と解されるが、この両者はどのように使い分けるべきか。

⑤について、本法が公布日施行の場合、「相手法の公布の日又は本法の公布の日のいづれか遅い日」とする場合が多いが、「相手法の公布の日又は本法の施行の日のいづれか遅い日」とすることも可能であるところ、前者の例によることを原則とすることに問題はないか。

二 資料

（未成立の法律を改正する規定の施行期日につき特段の手当てをしなかつた例）

○学校教育法等の一部を改正する法律（平一九法九六）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五十二条を第八十三条とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第五十二条の規定 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十三条 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち国民年金法第百九条の二を同法第百九条の四とし、同法第百九条の次に二条を加える改正規定（同法第百九条の二第一項に係る部分に限る。）中「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

（参考一） 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平一九法一一〇）（抄）

第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。

（略）

第一百九条の二を第一百九条の四とし、第一百九条の次に次の二条を加える。

（学生納付特例の事務手続に関する特例）

第一百九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確實に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。

(保険料納付確認団体)

第一百九条の三 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日
- 三 第十七条の規定 平成二十年十月一日
- 四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日
- 五 第四条及び第九条の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日
- 六 第五条及び第十条並びに附則第十八条及び第十九条の規定 平成二十三年四月一日
- 七 第二十四条の規定 平成二十四年四月一日

(参考二) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律は第一六六回国会に内閣提出法律案として提出され、同国会中に可決・成立し、平成十九年七月六日に公布された。

（未成立の法律との間の調整に關し、改正規定ではなく読替え規定を置いた例）

○情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平二三法七四）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日

三 附則第五十八条の規定 児童買春、児童ボルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号。同条及び附則第五十九条において「児童買春等处罚法一部改正法」という。）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。同条及び附則第六十一条

において「労働者派遣法等一部改正法」という。」の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。」の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第四十六条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。次条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

（調整規定）

第四十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の公布の日が施行日後となる場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第五号を削る。

第十一條第一項中「収税官吏、税関職員、徵稅吏員」を「税關職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪处罚法第十

条第三項」を「別表若しくは第二条第二項
第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三
号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯
罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第
十条」に改める。

附則第一条第五号を削る。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を
次のように改める。

第三条 削除

附則第四条の前に見出しつとして「（経過
措置）」を付する。

2 前項の場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち次の
表の上欄に掲げる犯罪収益移転防止法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項の 改正規定	「収税官吏、税関職員、徵稅吏員」を 「税關職員」に、「第二条第二項第一号 イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲 げる罪、組織的犯罪处罚法第十条第三項 改め
------------------	---

		「を「別表若しくは第二条第二項第二号イから二までに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改め
附則第三条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、附則第四条の前に見出しを付する改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定	附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 第三条 削除 附則第四条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。 附則の次に次の別表を加える。	附則の次に次の別表を加える。
(略)		

(①の例)

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平一九法七〇）
- 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に、（略）改める。

（略）

第三条の九を第三条の十とし、第三条の八の次に次の二条を加える。

（事業再生保険）

第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「事業再生保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 (略)

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第三項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「、事業再生保険」を加え、同条第四項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

(②の例)

○民法等の一部を改正する法律（平二三法六一）

（民法の一部改正）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八百四十条に次の二項を加える。

2 （略）

3 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成

年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 附則第二十二条の規定 施行日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日

三・四 （略）

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第二十二条 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第七号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（参考） 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（抄）

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

(略)

第五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 病原体の所持に関する措置
(家畜伝染病病原体の所持の許可)

第四十六条の五 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第四十六条の六 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。

一・六 (略)

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八・九 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）

二　目次の改正規定（「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の三」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分を除く。）、第五条第四項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の四の改正規定、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に二条を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定、第四章の章名の改正規定、同章中第四十六条の次に三条を加える改正規定、第六十三条に一号を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条の改正規定、第六十七条とする改正規定、第六十五条の改正規定（第二十八条の二第一項に係る部分を除く。）、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に一条を加える改正規定、本則に二条を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十六条の改正規定、第六十二条の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び附則第十九条の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第十八条の規定　この法律の公布の日又は民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の公布の日（いづれか遅い日
(民法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 民法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「の施行」を「附則第一条第二号に掲げる規定の施行」に改める。

(③の例)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平二一法四一）

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十九条の八を削る。

（略）

附
則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいづれか遅い日

二・三 （略）

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方公務員等共済組合法第二条第一項第五号、第一百四十二条第二項の表及び第一百四十四条の三第二項の表の改正規定中「、期末特別手当」を削る。

附則第百十九条のうち防衛省の職員の給与等に関する法律附則の改正規定中「とする」を「とし、附則第六項を附則第五項とする」に改める。

(参考一) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律第一条による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第一九条の八(抄)

(期末特別手当)

第十九条の八 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

257 (略)

(参考二) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(抄)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

(略)

○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平二〇法九五）

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第十二条の二第二項中「前項」を「前三項」に、「支給を一時」を「額の支払を」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「第四十五条」を「第十四条第一項又は第四十五条」に、「した者」を「行つた退職手当管理機関」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2・3 (略)

(略)

(恩給法の一部改正)

第二条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議会等ト称ス）」を「退職手当・恩給審査会（以下審査会ト称ス）」に改める。

第四十六条第三項、第四十六条の二第三項及び第四十八条第三号中「審議会等」を「審査会」に改める。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第二十条の規定 (略)

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十七条のうち恩給法の一部を改正する法律附則に三項を加える改正規定中「恩給法第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審査会」に改める。

第四十三条のうち国家公務員退職手当法第十二条の二第二項の改正規定中「第十二条の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」に改める。

（参考一）行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（抄）

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則に次の三項を加える。

20 旧行政不服審査法第五十六条において準用する旧行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十八項の再審査請求については適用しない。

21 総務大臣は、第十八項の再審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。

22 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第四十三条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）第十七条第一項本文」に改める。

（参考二） 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平二〇法九五）による改正前の国家公務

員法退職手当法第十二条の二（抄）

（退職手当の支給の一時差止め）

第十二条の二 （略）

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に對し、その取消しを申し立てができる。

3～8 （略）

（④の例）

○情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平二三三法七四）

（組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の

一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十二条第一項第六号」に、「当該罪」を「当該罪」に改める。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔注：第三条の右に引用した改正規定はこの規定により施行される。〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一・二 (略)

三 附則第五十八条の規定 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三法律第 号。同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

四 (略)

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）

注：閣議決定日におけるもの。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

(不正競争防止法一部改正法の一部改正)

第六十二条 不正競争防止法一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条中「「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、」を削り、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に改める。

附則第四条及び第五条を削る。

(調整規定)

第六十三条 不正競争防止法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪处罚法第二条第三号の改正規定中「「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「「、当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなぞの効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。
附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなぞの効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

(参考二) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平二三法七四による改正前のもの）第二条

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一・二 （略）

三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一條第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）による供与された財産

四 （略）

3～7 （略）

(参考二) 不正競争防止法の一部を改正する法律（平二三法六二）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第七号」に改める。

（参考三） 不正競争防止法の一部を改正する法律案と情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律案は、いずれも平成二三年三月一日に閣議決定がなされて国会提出され、前者が先に成立して同年六月八日に公布され、後者はその後成立して同月二十四日に公布された。

（⑤の例）

○障害者基本法の一部を改正する法律案（第一七七回閣第五九号・提出時のもの）

（障害者基本法の一部改正）

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十六条第二項第一号中「第九条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同条第五項中「第九条第五項」を「第十一条第五項」に、「第九条第六項」を「第十一条第六項」に改め、同条を第十三条とする。

(略)

第九条第一項中「福祉に関する施策及び障害の予防に関する」を「自立及び社会参加の支援等のための」に改め、同条を第十一条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第三条、第四条（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第七条第二項及び第八条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第五条の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。次号及び同条から附則第七条までにおいて「地方自治法改正法」という。）の公布の日のいづれか遅い日

三 附則第六条の規定 第一号に掲げる規定の施行の日又は地方自治法改正法の公布の日のいづれか遅い日

(地方自治法改正法の一部改正)

第五条 地方自治法改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第六条 地方自治法改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

(参考) 地方自治法の一部を改正する法律(平二三法律三五)附則第三十二条

(障害者基本法の一部改正)

第三十二条 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。

第二十六条第一項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

(⑥の例)

○公文書等の管理に関する法律(平二一法六六)

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあつたときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章（第二十九条第二号及び第三号を除く。）の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十二条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第九条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日
(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章第一節に次の二条を加える。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第七条の二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）第八条、第十六条、第二十三条、第二章第三節及び第四節並びに第四十九条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第八条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十三条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第七項中「あつたとき、又は審理員から第三十九条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるの

は「あつたとき」と、同法第四十三条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第四十九条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二条（略）

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第百八十一条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日

二 第七条の二の規定 公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいづれか遅い日

(⑦の例)

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平二〇法九八）

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十七条の九第十項中「第二十七条の九第十項」を「第二十七条の十一第十項」に改め、同条を

第二十七条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

（遺族等への支払の差止め等）

第二十七条の十二 （略）

2 前項の規定による支払差止処分を受けた者は、行政不服審査法第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行つた給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 ～ 11 （略）

（略）

第二十七条の七の次に次の二条を加える。

（給付金の支払の差止め）

第二十七条の八（略）

2（略）

3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行つた給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4～7（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二 第二十七条の二の改正規定、第二十七条の十一の改正規定、同条を第二十七条の十五とする改正規定、第二十七条の十の改正規定、同条を第二十七条の十四とする改正規定、第二十七条の九の改正規定、同条を第二十七条の十一とし、同条の次に二条を加える改正規定、第二十七条の八の改正規定、同条を第二十七条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十七条の七の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十五の次に一条を加える改正規定、第二十八条第十三項を削る改正規定並びに第二十八条の二、第二十八条の三及び第三十条の改正規定並びに附則第

三条の規定 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）の施行の日

三 附則第五条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
第三百二十五条のうち防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第二項の改正規定の次に次のように加える。

第二十七条の八第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）第十七条第一項本文」に改める。

第二十七条の十二第二項中「行政不服審査法第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法第十七条第一項本文」に改める。

(⑧の例)

○消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平一一法四九）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四　（略）

五　附則第十七条の規定　この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日

六　附則第十八条の規定　この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第十七条　公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条中「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

（参考二）　公文書等の管理に関する法律（平二一法六六）附則第十一条

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条　この法律の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行の日前である場合には、前条のうち、内閣府設置法第四条第三項第

三十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第三項第三十九号」とあるのは「第四条第三項第四十一号」と、「三十九の二」とあるのは「四十の二」と、同項第四十一号の改正規定中「第四条第三項第四十一号」とあるのは「第四条第三項第四十三号」とする。

2 前項に規定する場合において、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第四十一号を同項第三十九号とし、同項第四十一号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十二号を同項第四十号とし、同項第十四号を同項第四十一号とし」とする。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

(参考二) 国家公務員法等の一部を改正する法律案(第一七一回閣第六二号) 附則第二条

(調整規定)

第二条 施行日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日前である場合には、第四条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

(参考三) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律は、当初「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律は、内閣提出法案として第

一七〇回国会に提出されたが、第一七一回国会の衆議院における審議の過程で名称を含む修正がなされ、同国会の会期中に成立した。

〔平成二二三年法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

未施行の法律を改正する規定の施行期日について

(担当 藤本参事官)

○ 議事要旨

1 同一国会に提出される内閣提出法律案との関係でいかなる場合に施行期日に関する調整規定を置くべきかについては、「内閣が同一国会に提出する法律案については提出のための閣議日順に成立していくものと想定する」との従来からの原則的スタンスを維持すべきであつて、継続審議となつていてるものとの間でのみ設けることとすべきであるとの意見があつた一方で、国会審議の都合で施行日が前後することはある得ることであり、同一国会に提出される内閣提出法律案との関係においても、施行日までの期間の長短などを考慮してケース・バイ・ケースで対応すべきであるとの意見もあり、結論の一致を見なかつた。

2 議員提出法律案との間の調整については、そのような調整規定を設けること自体が、政府が当該議員提出法律案の成立を確認しているかの誤解を招きかねないから避けるべきである、との意見が多数であった。

3 未成立の法律を改正する規定の施行の時点で、その改正の対象となる法律が成立していなかつた場合の当該改正規定の効力については、「甲法律案と、甲法の成立を見越して同法の一部を改正することを

内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合において、乙法の施行時までに甲法が成立しているとき（甲法律案が継続審査に付され、議案としての同一性を保ちながら会期を異にする国会において成立した場合を含む。）は、甲法の成立時が乙法の成立時よりおくれた場合においても、乙法の施行につて甲法についての所期の一部改正が行われるものとする。」との法令審査事務摘要（一〇七頁の取扱いを踏まえて柔軟に考へ、そのような改正規定が相手法の成立まで待機していく、相手法が成立した段階でこれに溶け込んで改正を行うことを認めるべきであるとの意見があつた一方で、これまで様々な法律に置かれてきた施行期日に関する調整規定の存在自体がそのような解釈を前提としていることが明らかであるとして、その後に改正の対象となる法律が成立したとしてもやはりそれを改正する効力を有しないと考えるべきとする意見もあり、結論の一一致を見なかつた。

4 議題一五の①ないし⑧の各類型に関連して、次のような指摘がなされた。

ア ②と③とは「論理的にはいずれの改正方式をも任意に選択することが可能」なのではなく、相手法により改正された形で第三法が一定期間運用されることが予定される場合に②が選択され、そうでない場合は③が選択されるという形で使い分けられているのではないか。

イ ⑤の類型に関しては、施行期日に関する調整規定を置くことにより調整すると目立つてしまうので、改正規定の読替規定を置くことにより対応するほうが望ましい場合が多いのではないか。

常用漢字表にない漢字が含まれる語句の使用について

(担当 片平参事官)

一 議題

1 次に掲げる用語についてはいずれを法令用語として使用することが適當か。

〔歪曲〕、「わい曲」、「わいきょく」

〔脆弱〕、「ぜい弱」、「ぜいじやく」

〔範疇〕、「範ちゅう」、「はんちゅう」

〔曝露〕、「ばく露」、「ばくろ」

〔雛形〕、「ひな形」、「ひながた」

2 「歪曲」については、他の言い換えの言葉である「歪み」を使用すべきか。この場合、「歪」は常用漢字表にない漢字であることから、「ゆがみ」とすべきか、それとも「ゆがみ」とすべきか。

(参考)

1 「法令における漢字使用等について」（平成二二年一一月三〇日付け内閣法制局総務第二〇八号）

1 漢字使用について

(1) (4) (略)

(5) 常用漢字表にない漢字で表記する言葉及び常用漢字表にない漢字を構成要素として表記する言葉並びに常用漢字表にない音訓を用いる言葉の使用については、次によるものとする。

ア 専門用語等であつて、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれに振り仮名を付ける。

【例】暗渠きょ 按分あん 蛾が 瑕疵かし 管渠きょ 酒養かん 強姦かん 破壊ひ 破壊素ふ 埠頭ふ

イ (略)

ウ 仮名書きにする際、単語の一部だけを仮名に改める方法は、できるだけ避ける。

【例】斡旋わせん ↓ あつせん（「あつ旋」は用いない。）

煉瓦れんが ↓ れんが（「れん瓦」は用いない。）

ただし、次の例のように一部に漢字を用いた方が分かりやすい場合は、この限りでない。

【例】あへん煙えん えん堤てい 救じゅつ 橋りょう し尿う 出えん じん肺ひ
ため池いけ ちんでん池いけ でん粉こ てん末ばく と畜く ばい煙えん 排せつ

封かん へき地ち らく印いん 漏えい

2 過去の使用例

(注) 一つの法令又は条約において複数回同一の文言が用いられている場合には、一件として計算する。

ア 「歪曲」、「わい曲」、「わいきょく」の使用例

「歪曲」
国内法一件（公職選挙法）

条約五件（エネルギー憲章に関する条約等）

「わい曲」

国内法〇件

「わいきょく」

国内法〇件

条約〇件

(注) 国内法では、「歪み」、「ゆがみ」、「歪め（る）」については使用例なし。「ゆがめ（る）」については一件（公職選挙法）使用例あり。条約では、「歪み」について四件（ただし、うち一件はルビなし）、「ゆがみ」について四件、「歪め（る）」について七件、「ゆがめ（る）」について八件使用例あり。

イ 「脆弱」、「ぜい弱」、「ぜいじやく」の使用例

「脆弱」
国内法一件（国会等の移転に関する法律）

条約一件（纖維製品の国際貿易に関する取扱の有効期間を延長する議定書）

「せい弱」
国内法一件（土地改良法施行令）

条約二一件（海洋法に関する国際連合条約等）
国内法〇件

「せいじやく」

条約〇件

ウ 「範疇」、「範ちゅう」、「はんちゅう」の使用例

「範疇」
国内法一件（関税定率法）

条約三件（船員の職業上の災害の防止に関する条約（第一三四号）等）

「範ちゅう」
国内法〇件

条約〇件

「はんちゅう」
国内法〇件

条約〇件

エ 「曝露」、「ばく露」、「ばくろ」の使用例

「曝露」
国内法〇件

条約九件（石綿の使用における安全に関する条約（第一六二号）等）

国内法一件（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法）

「ばく露」

条約〇件

「ばくろ」

国内法〇件

条約〇件

(注) 「曝露」^{ばく}ではなく「暴露」とした条約例五件あり。

オ 「ひな形」、「ひな形」、「ひながた」の使用例

「雛形」

国内法〇件

条約〇件

「ひな形」

国内法五件（意匠法等）

条約一七件（国際物品売買契約に関する国際連合条約等）

「ひながた」

国内法〇件

条約〇件

(注) 「ひな形」ではなく「ひな型」とした条約例一〇件あり。

二 資料

ア 「歪曲」、「わい曲」、「わいきょく」の使用例

○公職選挙法（昭二五法一〇〇）

（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）

第一百四十八条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第一百三十八条の三の規定を除く。）は、新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌が、選挙に關し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事實を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三九法一六四）

（略）

第二百三十五条中「引札」の下に「、電報」を加え、同条第二号中「公にしたとき」を「公にし、又は事實を歪曲して公にしたとき」に改める。

（略）

○公職選挙法（昭二五法一〇〇）

（選挙放送の番組編集の自由）

第一百五十一条の三 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第一百三十八条の三の規

定を除く。）は、日本放送協会又は基幹放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又是事實をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

○エネルギー憲章に関する条約（平一四条九）

第六条 競争

(1) 締約国は、エネルギー分野における経済活動に関し、市場の歪曲及び競争における障害を緩和するよう努力する。

○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平六条一五）

（略）

国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し、

（略）

○経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（平二一条八）

第十九条 非関税措置

1 (略)

2 各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税障壁（数量制限を含む。）の透明性を確保する。各締約国は、貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

○国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（平一一条二）

前文

(略)

贈賄が国際商取引（貿易及び投資を含む。）において広範にみられる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害し並びに国際的な競争条件を歪めていることを考慮し、

(略)

○欧州復興開発銀行を設立する協定（平三条一）

第三十二条 銀行の国際的性格

1 銀行は、その目的又は任務を阻害し、ゆがめ又はその他の方法で変更するおそれのある特別基金又は他の貸付け若しくは援助を受け入れてはならない。

イ 「脆弱」、「ぜい弱」、「ぜいじやく」の使用例

○国会等の移転に関する法律（平四法一〇九）

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の一画化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となつていている。

とりわけ、阪神・淡路大震災による未曾有の被害の発生により、大規模災害時において災害対策の中枢機能を確保することの重要性について改めて認識したところである。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性^{ぜいせきせい}を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財

政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり

、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、基本指針、移転先候補地の選定体制等について定めるため、この法律を制定する。

○ 繊維製品の国際貿易に関する取極の有効期間を延長する議定書（昭六一外務省告示三二四）

13
(a) (c) (略)

(d) (略) また、各国の出発点、輸入国の関係産業部門の脆弱^{ぜき}の程度及び関係輸出国の経済における綿製品の輸出の重要性を考慮すべきである。

○ 土地改良法施行令（昭二四政二九五）

（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）

第五十条

（略）

一の三 ダム（余水吐け、通水装置その他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物を含む。以下同じ。）で農用地の災害を防止するため必要なもの（以下この号、次号及び第七号の六イ並びに第八項において「防災ダム」という。）若しくは農業用用排水施設で老朽化したた

め若しくは周辺地域の自然的・社会的条件の変化等に起因して、ぜい弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止若しくは変更又は当該農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設（以下「老朽用排水施設等整備事業」と総称する。）であつて、おおむね二十ヘクタール（防災ダムで決壊するおそれがあるものの補強にあつてはおおむね五ヘクタール、ため池で決壊するおそれがあるものの補強にあつてはおおむね二ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

○海洋法に関する国際連合条約（平八条六）

第一百九十四条 海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置

1～4
(略)

5 この部の規定によりとる措置には、希少又はぜい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれがある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める。

ウ 「範疇」、「範ちゅう」、「はんちゅう」の使用例

○関税定率法（明四三法五四）

（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）

第四条の三

(略)

一 その輸入申告の時（関税法第四条第一項各号（課税物件の確定の時期の特例）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。）における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格 当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

イ 当該輸入貨物と同類の貨物（同一の産業部門において生産された当該輸入貨物と同一の範疇に属する貨物をいう。次項において同じ。）で輸入されたものの国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費（口に掲げる費用を除く。）

ロ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

ハ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の課徴金

○船員の職業上の災害の防止に関する条約（第一三四号）（昭五三条一四）

第一条

2 いづれの範疇^{ばかりう}の者をこの条約の適用上船員と認めるべきかどうかの問題について疑義がある場合には、その問題については、各國の権限のある機関が関係のある船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

工 「曝露」、「ばく露」、「ばくろ」の使用例

○石綿の使用における安全に関する条約（第一六二号）（平一七条一二）

第二条

(a) (d) (略)

(e) 「石綿への曝露」とは、石綿から生ずるか、又は石綿を含有する鉱物、材料若しくは製品から生ずるかを問わず、浮遊して吸入されやすい石綿纖維又は石綿粉じんに作業中にさらされることをいう。

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平二一法八一）

（救済措置の方針）

第五条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起り得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢^{しやくしやく}優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費

及び療養手当の支給（以下「救済措置」という。）に関する方針を定め、公表するものとする。

○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書（平一一条一三）

附属書B 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約附属書の修正及び追加

附属書I 満載喫水線を決定するための規則

第二十七規則 船舶の型式

（1）（略）

（A型船舶）

（2）A型船舶とは、次の要件に適合するものをいう。

（a）ばら積みの液体貨物のみを運送するように設計されていること。

（b）暴露甲板が高度の保全性を有し、及び暴露甲板上の出入口が貨物区画室に通ずる鋼又はこれと同等の材料のガスケット付き水密ぶたによつて閉鎖される小さな出入口のみであること。

才 「雛形」、「ひな形」、「ひながた」の使用例

○意匠法（昭三四法一二五）

（意匠登録出願）

第六条

1 （略）

2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

○国際物品売買契約に関する国際連合条約（平二〇条八）

第三十五条

(1) (略)
(2) (a) (b) (略)

(c) 売主が買主に対し見本又はひな形として示した物品と同じ品質を有するものであること。

○武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（平一九条一〇）

第二十一条 要員の識別

1 2 (略)

3 締約国は、この施行規則に例として附属するひな型に倣つて、自国の身分証明書の様式を作成する。(略)

〔平成二二三年法令整備会議第一回 議題第二号関係議事要旨〕

常用漢字表にない漢字が含まれる語句の使用について

(担当 片平参事官)

○ 議事要旨

1 「法令における漢字使用等について」は、常用漢字表にない漢字が含まれる語句について、漢字ルビ振り、漢字仮名交じり及び全てひらがなという三つのルールのいずれを当てはめるのかにつき一定の類型を示したものであるが、全ての場合に一律に適用できるものではなく、結局は個別のケースごとに前例の有無、法文としての分かりやすさ等を総合的に判断していくことになるものと思われる。

2 議題として掲げた五つの用語につき、出席者の意見を集約したところおおむね以下のとおりであった。

- (一) 「歪曲」については、漢字ルビ振りとすべきとの意見が大多数であり、漢字仮名交じりとすべきとの意見は少数であった。また、全てひらがなという意見はなかつた。
- (二) 「脆弱」については、漢字ルビ振りとすべきとの意見が過半数以上を占め、漢字仮名交じりとすべきとの意見は少数であった。また、全てひらがなという意見はなかつた。
- (三) 「範疇」^{ちゅう}については、漢字仮名交じりとすべきとの意見が大多数であり、漢字ルビ振りとすべきとの意見は少数であった。また、全てひらがなという意見はなかつた。
- (四) 「曝露」^{ばく}については、そもそも「曝」露とすべきか、「暴」露とすべきかという問題もあり、「曝」

と「暴」の意味の違い等を踏まえ更なる検討が必要との意見が出た。

(五) 「雛形」については、漢字仮名交じりとすべきとの意見が大多数であり、漢字ルビ振りとすべきとの意見は少数であった。また、全てひらがなという意見はなかつた。なお、別途「ひな形」とすべきか「ひな型」とすべきかという問題もあり、「形」と「型」の意味の違い等を踏まえ更なる検討が必要との意見が出た。

3 我が国においては、日本語の平易化という観点から従来より常用漢字の数を制限してきたこともあり、常用漢字表にない漢字の使用も抑制的であった。しかしながら、平成二二年の常用漢字表の改正により常用漢字の数が増加し、難しい漢字も常用漢字に含まれるようになつたことから、今後は常用漢字表にない漢字の使用も拡大（漢字ルビ振りの例が増加）していくものと推察される。

外来語の頭文字を用いた片仮名表記による用語の規定方法について

(担当 山影参事官)

一 議題

国内法令における外来語の片仮名表記については、平成一〇年の法令整備会議において、

①わざわざ無理な訳語を作るには及ばないが、できるだけ平仮名・漢字表記の日本語を使用する、

②片仮名表記の語を使用するかどうかについては、基本的に

- ・片仮名表記で少なくとも国民の一部には流通しており、直訳又は他の簡潔な平仮名表記の日本語では意味内容を十分に運べない場合、当該片仮名

・対応し得る漢字・平仮名表記の日本語もあるが、時代の流れ等により、片仮名表記の日本語の方がより正確な意味内容を持つてより広く流通していると判断される場合、当該片仮名等の考え方による、

との意見が多数となり、一定の整理がなされている。

このような考え方の下、国内法令において外来語の用語について片仮名表記を行うに際し、当該外来語が複数の単語から構成されるときに、頭文字を取つて片仮名表記する方法についてどのように考えるべき

か。

1 例えば、「LED (Light Emitting Diode・電子発光体) ランプ」という物品について、国内法令で規定しようとする場合に、上記②のような考え方を敷衍し、「電子発光体ランプ」のような国民一般に馴染みの薄い直訳的な表記ではなく外来語の片仮名表記による表記方法を採用しようとするときにおいて、「ライトエミッティングダイオードランプ」のような表現・表記ではなく、「LEDランプ」という外来語の頭文字を用いた表現をもつて表記することも認められるとしてはどうか。

2 この場合において、「LEDランプ」との規定ぶりについては、「エルイーディーランプ」ではなく複数の単語から構成される外来語であつて、頭文字としてのアルファベットを表記していることを明らかにするため、「エル・イー・ディー・ランプ」のように規定することを通例とするようにしてはどうか。

また、「PTA・青少年教育団体共済法（平二二法四二）」（衆法）という立法例が見られることから、このような規定方法に対する国民意識等に留意しながら、片仮名表記よりも外国文字による表記の方が適当と考えられる場合には、例外的に、外国文字（アルファベット）表記による規定も認められるものとしてはどうか。（注2）

(注1) 法令における外来語の用法については、法制執務六三六頁～六三七頁に、次の趣旨の記述が

あるが、この議題の設問の状況は、このア、イ、ウのいずれにも該当しない。

法令における外来語の用法

外来語とは、元来は外国語であるが、現在では日本語に取り入れられて使用されている言葉をいう。

- ア 既に日本語に成りきつている場合：平仮名（例：たばこ）
- イ 外国語の音訳であることが明らかであり、かつ、一般の人々にそのように意識されている場合：片仮名（例：アルコール、インターネット、サービス）
- ウ 法令文において外国の国名や地名、人名等が必要な場合：表現される対象の同一性を害さない範囲で熟した語（例：香港）があれば漢字を用いることもあるが、通常は、片仮名。

（注2） 法令における外国文字の用法については、法制執務六三七頁～六四〇頁に、次の趣旨の記述がある。

法令における外国文字の用法

外国文字が法令において用いられるケースは、

- ア 条約に関連する法令の題名に当該条約の題名を引用する場合でその略称が括弧書きで用いられているのをそのまま引用するとき
- イ 条約に関連する法令で当該条約に用いられた項番号等に相当する符号を引用するとき
- ウ 一つの符号として表すとき（例：額の計算方法を示す場合で、数式又は算式として示さ

れるとき、又は単位記号としてのA3、A4など)

工 外国語をスペルどおりに、又はその略語を括弧書きで示すとき

※ なお、実際の立法例としては、「SARSコロナウイルス」、「A型肝炎」などの例も見られる。

二 資料

1. 実際の規定例

○電気用品安全法施行令（昭三七政三二四）

（電気用品）

第一条 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条第一項の電気用品は、別表第一の上欄及び別表第二に掲げるとおりとする。

別表第二

九 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が100ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

（一）～（九）（略）

（一〇） エル・イー・ディー・ランプ（定格消費電力が一ワット以上のものであつて、一の口金を有するものに限る。）

(一) (略)

(二) エル・イー・ディー・電灯器具（定格消費電力が一ワット以上のものに限り、防爆型のものを除く。）

(三)～(八) (略)

※ 電気用品安全法施行令の一部を改正する政令（平二三政二〇三）により、該当号を新たに追加したもの。

2. 先行する事例

（事例① CD-ROM（Compact Disc Read Only Memory）の例）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭五九政三一九）

（法第二条第六項第五号の政令で定める物品）

第四条 法第二条第六項第五号の政令で定める物品は、性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人間の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体

四 (略)

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平八政三七）により、当該用語を新たに追加。

(事例② DVD ローダー (Digital Versatile Disc Recorder) の例)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭五四政二六七）

(特定機器)

第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一～二十 (略)

二十一 ディー・バイ・ディー・レコーダー (交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

二十二・二十三 (略)

※ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平一八政四四）により、当該用語を新たに追加。

3. アルファベット表記による規定があれでいる事例

(略称として頭文字を用いた事例)

○PTA・青少年教育団体共済法（平一一法四二）

(目的)

第一条 この法律は、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「PTA」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

254 (略)

※ 本法は衆議院議員提出法である。

(条約に関連する法令で当該条約に用いられた項番号等に相当する符号を引用するときの事例 (注2

イ)

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 (平一六法一四三)

(定義)

第二条 この法律において「経済連携協定」とは、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書「A」の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものをいう。

(一つの符号として表すときの事例(注2ウ))

○独立行政法人水資源機構法施行令(平一五政三二九)

第五十三条

4 前項の水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担する都道府県に適用団体であるものがある場合においては、前項の規定による補助金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の式により算出した額を加算した額とする。ただし、その額を加算したことにより、当該適用団体である都道府県について第三十九条第一項の規定により算出された負担金の額(第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)の当該適用団体である都道府県に係る都道府県農業分担額に対する割合が十分の一となるように算定される額とする。

A×R×(r-1)

この式において、A、R及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A| 当該適用団体である都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額

R| 前項の規定により農林水産大臣が定める割合
r| 引上率

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平一二政四二）

（行政文書の開示の実施の方法）

第九条

一 （略）

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これに
より難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列一番（以下「A一判」と
いう。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

2・3 （略）

（外国語をスペルどおりに、又はその略語を括弧書きで示すときの事例（注2エ））

○労働安全衛生法施行令（昭四七政三一八）

別表第九 名称等を通知すべき危険物及び有害物（第十八条の二関係）

一〇六十六 （略）

六十七 エチル一パラ一二トロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）
六十八～二百九十（略）

二百九十一 ジメチル一二・二一ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）

二百九十二～三百五十四（略）

三百五十五 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）

三百五十六～五百七十九（略）

五百八十一 メチル一ターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）

五百八十一～六百三十五（略）

（その他の事例）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平一〇法一一四）

（定義）

第六条

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一～三（略）

四 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

五 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつ

てその血清亜型がH五N一であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ（H五N一）」という。

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 E型肝炎
- 二 A型肝炎
- 三 (略)
- 四 Q熱

五～十一 (略)

※ 「SARSコロナウイルス」・SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome、サーズ、重症急性呼吸器症候群) の病原体であるコロナウイルスの一種。

〔平成二二三年法令整備会議第一回 議題第三号関係議事要旨〕

外来語の頭文字を用いた片仮名表記による用語の規定方法について

(担当 山影参事官)

○ 議事要旨

1 1については、そもそもとして、①条約や条約に対応する国内法令のようにある外国語を平仮名・漢字表記又は片仮名表記しようとする場合と、②主として物品・物質など既に国民や関係業界等で広く使用・認知されている外来語を法令上に表記しようとする場合とでは、対処・対応が異なるのではないかという意見であった。その際、

(一) ①の場合には、平仮名・漢字表記又は片仮名表記をすべきであり、頭文字を用いた表現は略称等として括弧書きをするか、定義を付した上で一種の符号として使用する用法にとどめるべきとの意見であつた。

(二) ②の場合には、(一)と同様にすべきとの意見や既に広く使用・認識されているのであればあえて平仮名・漢字表記又は片仮名表記するまでもなく頭文字を用いた表現も認められるとの意見があり、個別のケースに応じて検討を要するものとして、統一的な結論には至らなかつた。

2 2については、アルファベットであれば読めない人も少ない、「ブ」と「ヴ」など片仮名表記の混同・誤用のおそれがある等の指摘を踏まえ、あえて片仮名表記するよりはアルファベットによる表記をす

べきとの意見が大方の意見であつた。

ただし、そもそも論として法令等で日本語を表すときに外国文字（アルファベット）をどの程度まで使用できるのかという点に留意すべきとの意見もあつた。

定義又は略称に関する規定を具体的な条項等を示して記載する場合について

(担当 森(英) 参事官)

一 議題

1 定義又は略称に関する規定については、近時、当該定義又は略称を再び用いる条項等が当該条項等を含め二以内の場合には「第〇条第〇項及び第△条第△項において同じ。」、「以下この条及び第〇条第〇項において同じ。」と具体的な条項を示して記載し、三以上の場合には「以下同じ。」というように概括的に記載する例が多いよう見受けられる。しかし、前者のような具体的な条項を示した記載については、法文が煩雑になること、後の一部改正の際に過誤の原因にもなりかねないこと等の短所があり、長所として考えられる利用者の便宜に資するという点についても、当該法令を冒頭から順次読むのではなければ実際にどの程度便宜に資するか疑問の余地がある。

以上の事情を踏まえて、立法の平易化の観点から、例えば、同じ字句が当該法令において別の意義に用いられる場合と区別するために必要がある場合など特段の事情がある場合を除いて、なるべく「以下同じ。」というような概括的な記載にすることは考えられないか。また、当該定義又は略称を再び用いる条項等が当該条項等も含めて一の場合のみ「第〇条(項、号)において同じ。」、「以下この条(項、号)において同じ。」と具体的な条項を示して記載することはどうか。

2 定義又は略称に關する規定として、「以下この章において同じ。」というように章、節等を示して記載する例も見受けられる。このような用法についても、立法の平易化の觀点から、同じ字句が当該法令中の他の章、節等の区分において別の意義に用いられる場合と區別するために必要な場合など特段の事情がある場合に限ることとしてはどうか。

二 資料

1 の例

(当該定義又は略称を再び用いる条項等が当該条項等も含めて二以内の場合に具体的な条項を示して記載した例)

○家事事件手続法（平二三法五二）

（管轄）

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百八条において同じ。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

二・三 （略）

○公立高等学校に係る授業料の不徵収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律（平二二法一

八）

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下この条及び第四条第三項において同じ。）

二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次項及び第四条第三項において同じ。）

三・四 （略）

五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第五条及び第七条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

2・3 （略）

（当該定義又は略称を再び用いる条項等が当該条項等も含めて一の場合のみ具体的な条項を示して記載した例）

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二二政六二）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 別表第二第十三号及び第三十号の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律

第七十四号。以下「商品取引所法等改正法」という。）の施行の日

二 （略）

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下「新令」という。）第五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に同条に規定する許可事業者等となつた者について適用する。

2 新令第五条の二の規定は、商品取引所法等改正法の施行の際現に商品取引所法等改正法第三条の規定による改正前の商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員又は商品取引所法等改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号。次条において「旧海外商品先物取引法」という。）第二条第五項に規定する海外商品取引業者である者で、商品取引所法等改正法附則第七条第二項又は第三項の規定により商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百九十条第一項の許可を受けたものとみなされ新令別表第二第十三号に規定する商品先物取引業者となつたものが商品取引所法等改正法の施行の日前に締結した契約、同日前に受けた申込み又は同日以後にその申込みにより締結した契約に係る役務の提供であつてこの政令による改

正前の特定商取引に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第二第十三号又は第三十号に規定する役務の提供に相当するものについては、適用しない。

3 新令第五条の二の規定は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）附則第五条第一項の規定により同法第三条第七項に規定する第三者型発行者となつたものとみなされ新令別表第二第四十九号に規定する前払式支払手段発行者となつた者がこの政令の施行の日前に締結した契約、同日前に受けた申込み又は同日以後にその申込みにより締結した契約に係る販売又は役務の提供であつて旧令別表第二第三十六号に規定する販売又は役務の提供に相当するものについては、適用しない。

第三条 旧令別表第二第三十号の規定は、商品取引所法等改正法附則第三条の規定により旧海外商品先物取引法の規定がなおその効力を有する間、なお効力を有するものとする。

（注） 当該改正附則は第三条までである。

（当該定義又は略称を再び用いる条項等が一の場合であつても具体的な条項を示さずに記載した例）

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令（平二三政一六五）
(都道府県が処理する事務)

第二条 法第二条第四項に規定する外務大臣が行う震災特例旅券（同条第三項に規定する震災特例旅券をいう。以下同じ。）の発行に関する事務のうち震災特例旅券の作成（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第七条の規定による電磁的方法による記録を含む。）の事務は、法第二

条第四項の規定により、都道府県知事が行うこととする。ただし、外務大臣は、旅券法第三条第一項ただし書の規定により申請が行われた場合その他必要があると認める場合には、自ら当該事務を行うことができる。

2・3 (略)

(注) 当該法律の本則は第二条までである。

2の例

(定義又は略称に関する規定において別の意義に用いられる場合と区別する必要がないにもかかわらず
章、節、款等を示して記載した例)

○非訟事件手続法（平二三法五一）

第四編 公示催告事件

第一章 通則

(公示催告の申立て)

第九十九条 裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの（以下この編において「公示
催告」という。）の申立ては、法令にその届出をしないときは当該権利につき失権の効力を生ず
る旨の定めがある場合に限り、することができる。

○資金決済に関する法律（平二一法五九）

第二章 前払式支払手段

第一節 総則

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものと含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 (略)

258 (略)

定義又は略称に関する規定を具体的な条項等を示して記載する場合について

(担当 森(英) 参事官)

○ 議事要旨

1 現在の取扱いについては、基本的に定義又は略称を再び用いる条項等が当該条項等を含め二以内の場合には具体的な条項を示して記載しているとするもののが多かつた。

この取扱いについては、初出の際に定義又は略称を規定しても利用者にはあまり役立たないとする意見、近時ではコンピューター検索の発達等により具体的な条項を示さなくとも不便はないとする意見、後の一部改正の際に過誤を招くおそれがあることは否定できないとする意見等がある一方、一般的な用語に特別な意味を持たせたり、「(〇〇を除く。)」といった限定を付して使用している場合には、定義又は略称に関する規定をある程度具体的な条項を示して記載することに特に意味があるとする意見もあつた。

2 結局、議題1及び2については、具体的な条項を示さない記載を是認する方向の意見が多く、一律に機械的な取扱いを定めることは難しいものの、弾力的な運用の余地があるということについておおむね異論はなかつた。なお、定義又は略称を再び用いる条項等が当該条項等を含めて一の場合のみ具体的な条項を示して記載するという取扱いを支持する意見はなかつた。

他法令において仮名表記されている定義語を引用している条項を改正する場合の表記について

(担当 田中参事官)

一 議題

1 既存の法律又は政令を改正する場合において、「常用漢字表」（平成二二年内閣告示第二号。以下「常用漢字表」という。）により漢字で表記することとなつたものが改正部分にある場合には、表記を改めることとされている。

2 その際、漢字表記することとなつた語が、他法令の題名の一部となつていて場合には、他法令の題名は固有名詞であるので、漢字表記に改めることはせず、当該他法令の題名の表記に従うことが妥当ではないか。

3 しかしながら、改正の対象となつていてる条項において、他法令における定義語を引用している場合であつて、当該定義語に漢字表記することとなつた語が含まれている場合には、定義語の引用はあくまでも概念を引用しているものであること、同一法令の中でも改正される部分と改正されない部分で表記が異なることが容認されていることから、常用漢字表の適用を促進するためにも、引用部分の仮名表記を

漢字表記に改めることを原則とすべきか。

二 資料

○関税定率法等の一部を改正する法律（平二三法七）における関税法第六九条の二第一項第一号の改正規定

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸出することができることとされている者が当該他の法令に定めるところにより輸出するもの）を除く。

二・四 （略）

2・3 （略）

○覚せい剤取締法（昭二六法二五二）

（用語の意義）

第二条 この法律で「覚せい剤」とは、左に掲げる物をいう。

一 フエニルアミノプロパン、フエニルメチルアミノプロパン及び各その塩類

二 前号に掲げる物と同種の覚せい作用を有する物であつて政令で指定するもの

三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

2 この法律で「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造すること（覚せい剤を精製すること、覚せい剤に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。）、及びその製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

3 この法律で「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

4 この法律で「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚せい剤を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

5 この法律で「覚せい剤原料」とは、別表に掲げる物をいう。

6 この法律で「覚せい剤原料輸入業者」とは、覚せい剤原料を輸入することを業とすることができる、又は業務のため覚せい剤原料を輸入することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚せい剤原料輸出業者」とは、覚せい剤原料を輸出することを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

8 この法律で「覚せい剤原料製造業者」とは、覚せい剤原料を製造すること（覚せい剤原料を精製すること、覚せい剤原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にすること、及び覚せい剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）を業とすることができる、又は業務のため覚せい剤原料を製造すること（覚せい剤原料を精製すること、覚せい剤原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にすること、及び覚せい剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）ができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

9 この法律で「覚せい剤原料取扱者」とは、覚せい剤原料を譲り渡すことを業とすることができる、又は業務のため覚せい剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

10 この法律で「覚せい剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤原料を製造することができ、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

○関税法（昭二九法六一）

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令

の規定により輸出することができることとされている者が当該他の法令に定めるところにより輸出するものを除く。

二・四 (略)

2・3 (略)

(注) 覚せい剤取締法第二条第五項の「覚せい剤原料」は、「せい」に傍点が付されているが、これを引用している関税法第六九条の二第一項第一号では傍点が付されていない。

〔平成二二三年法令整備会議第二回 議題第二号関係議事要旨〕

他法令において仮名表記されている定義語を引用している条項を改正する場合の表記について

(担当 田中参事官)

○ 議事要旨

1 他法令における定義語を引用する場合について、過去の法令整備会議（昭和五七年七月二八日及び平成一年九月二〇日）における議論では、他法令の語句を引用している場合には、題名であるかないかにかかわらず、そのままの字句を仮名文字で表記すべきという意見が大勢であり、裸の字句であつても実質上引用している場合には同様に考えるべきとの意見が大勢であつた。

2 しかしながら、今回の議論においては、同一の法律の中でも漢字表記と仮名表記が混在することが肯定されていること、漢字表記を修正するだけの改正はしないこととしているため引用元の法令が改正されて漢字表記に改められた場合には逆に引用している法令が仮名表記のまま残ってしまう結果になると、引用する場合でも「・・・のとき」を「・・・の場合」とすることがある等必ずしも一言一句違えないというわけではなく微妙に言い方を変えることがあること等の理由により、引用の場合であつても新たに常用漢字に追加されたものについては漢字表記に改めていくことが妥当ではないかとの意見が大勢であつた。

3 ただし、法令の題名については、固有名詞であり別の考え方があり立つとして仮名表記を維持すべき

との意見が多かつた一方で、固有の名称であるか概念を示すものであるかは明確に区別できるものではないことに加え、法令は法令番号によつて特定が可能でありむしろ紛れがないことから、法令の題名を引用する場合についても漢字表記に改めていくことが妥当ではないかとの意見もあつた。

4 今般の常用漢字表見直し以後の法令改正における具体的な事例として、議題として挙げた関税定率法等の一部を改正する法律以外では、近日中に改正を予定している厚生労働省組織令の中で、覚せい剤取締法を直接に引用してはいらないものの同法に關係する事務を所掌している医薬食品局の所掌事務について、同じ項中の他の規定を改正する機会に覚せい剤を覚醒剤と漢字表記に直す方向で検討している例が紹介されたが、法律改正では同様の例は見当たらなかつた。

5 以上の議論の結果、題名を引用している場合以外については、引用している法令の題名の表記が変わることなく、改正の機会を捉えて漢字表記に改めていくことが妥当との意見が大勢であつたものの、実際の例に乏しいため結論を得るには至らず引き続き検討していくこととなつた。

調整規定により他法を改正する場合において、別の法律改正により当該改正される他法の条（項・号）がずれる場合の改正方法について

（担当 奈尾参事官）

一 議題

1 調整規定により他法を改正する場合において、別の法律改正により当該改正される他法令の条（項・号）がずれるケースが発生する。

2 このようなケースにおいては、

ア 条名のみを改める方法

イ 改正される条文（の一部）について、書き下す（読み替える）方法
の双方があり得るところである。

3 条の移動を伴う改正については、条名について「第〇〇条中「第〇〇条」を「第××条」に改める」との改正方式はとられないものである。

しかしながら、調整規定については、2のアの方法についても調整規定を見る人にとって誤解のおそ

れはなく、簡便な方法であることから、今後は他法令を改正する場合であつて、当該他法令の条をずらす必要があるときにおいて、当該条名のみを改正すれば足りることとしてはどうか。

二 資料

（例一）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平二三法四〇）（抄）

（注） 平成二三年五月二日成立、公布、施行

附 則

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十二条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「及び第七十条の規定」を「、第七十条及び第七十三条の規定」に改める。
附則に次の三条を加える。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第七十三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第三項第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第五項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

(略)

第七十四条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条

(略)

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

2 前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四十四条のうち障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十三条を削る改正規定中「を削る」とあるのは、「を削り、附則第七十四条を附則第七十三条とし、附則第七十五条を附則第七十四条とし、附則第七十六条を附則第七十五条とする」とする

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平二二法七一）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、（略）、第六十七条及び第七十条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

（地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第七十三条 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条のうち児童福祉法第二十四条の九第二項第二号及び第三号の改正規定中「第二十四条の九第二項第二号」を「第二十四条の九第二項中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に改め、同項第二号」に改める。

(略)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（提出

時：地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案）（平二三法三七）

（注） 平成二三年五月二日公布、施行（関係部分）

附 則

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四十四条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第七十三条を削る。

（注） この規定は衆議院における修正により加えられたもの。

（例二）

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平二一法七六）

附 則

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を

次のように改正する。

(略)

附則第百五十五条を附則第百五十六条とし、附則第百五十四条の次に次の二条を加える。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第一百五十五条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

(略)

(調整規定)

第二十二条 この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の公布の日前である場合には、附則第十九条の規定の適用については同条中「第一百五十五条」とあるのは「第一百五十四条」と、「第一百五十六条」とあるのは「第一百五十五条」と、「第一百五十四条」とあるのは「第一百五十三条」とし、同法附則第十八条の規定の適用については同条中「第一百五十四条」とあるのは「第一百五十五条」と、「第一百五十五条」とあるのは「第一百五十六条」とする。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平一一法五）

附 則

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を

次のように改正する。

附則第一条第一号中「第一百五十四条」を「第一百五十五条」に改め、同条第二号の前に次の二号を加える。

一の四 (略)

附則第一百五十四条を附則第一百五十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(略)

(注) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、平成一九年四月に国会に提出され、沖縄科学技術大学院大学学園法の国会提出時点で継続審議となつていたもの。

(例三)

○国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平二〇法二六)

(最低賃金法の一部改正)

第八条 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会」に、「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」

に改め、同条第四項から第六項までの規定中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十六条中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同項を同条第三項とする。

附 則

(調整規定)

第八条 この法律の施行の日が最低賃金法の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十九号)の施行の日前である場合には、第八条のうち次の表の上欄に掲げる最低賃金法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条及び第三十六条の
改正規定

第三十五条第三項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、
「船員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会」に、
「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第四項か
議会等」に改め、同条第四項か

第四十一条中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会」に、「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

ら第六項までの規定中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十七条の改正規定	第三十七条第一項及び第二項	第四十二条第一項及び第二項
	第三十六条中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。	

○最低賃金法の一部を改正する法律（平一九法一二九）

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十六条を第三十条とし、（略）第三十九条を第三十三条とし、同条の次に次の二条並びに見出し及び一条を加える。

（略）

（船員に関する特例）

第三十五条 （略）

3 國土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 (略)

(略)

第四十一条中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）」を「船員労働委員会」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十二条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十三条を第三十八条とする。

(注) 最低賃金法の一部を改正する法律は、公布の日（注 平成一九年一二月五日）から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていたが、國土交通省設置法等の一部を改正する法律の国会提出時点においては当該施行期日を定める政令は公布されていなかつた。

〔平成二二三年法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

調整規定により他法を改正する場合において、別の法律改正により当該改正される他法の条（項目）がずれる場合の改正方法について

（担当 奈尾参考官）

○議事要旨

1 調整規定の内容において規定されている条名については、条の中の特定の字句にすぎない（例一でいえば「第十二条」が条名であり「附則第七十三条」等は条の一部であり条名ではない。）と考えられることから、提案のように図形的に改正する方法を探ることとして問題はないのではないかとの意見があつた。また、改正後に溶け込んだ後の条ではなく、条として法律に入れ込む予定の条については通常の条名と異なり位置的な概念が含まれていないものと考えれば、図形的に改正することとしても問題はないのではないかとの意見があつた。

2 一方で、一部改正法令の一部改正を行う場合に条名等を引用して改正を行うことは、不可能ではないが一般的に推奨されないことと整合がとれるのか。例えば、「第A条のうち〇〇法第B条の改正規定中「第B条」を「第C条」に改める。」といった改正方式が一般的に採られないのは、「第B条」等に位置的な概念が含まれていると考えられているためであり、これと同様に考えると提案のような方法を採ることは難しいのではないかとの意見があつた。

3 なお、調整規定の内容に調整規定において規定されている条名と同一の文言がある場合に提案の方法は採れないことについては、特段の異論はなかつた。